

⚠️ ご注意いただきたいこと

■指定代理請求特約について(この特約の共済掛金は必要ありません)
受取人となる被共済者が、病気やケガにより共済金を請求できない身体状況にある場合などの特別な事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人がその共済金を代理請求することができます。

(例)病気やケガにより、被共済者ご自身が意思表示できないとき
※指定代理請求人に共済金を既にお支払いしている場合は、その後共済金の受取人からその共済金等についてご請求を受けても重複してお支払いはいたしません。

※ご請求時に所定の条件を満たさない場合等により、指定代理請求人による代理請求ができないことがあります。

※指定代理請求特約により代理請求できる共済金は、生前給付特約の生前給付金のみとなります。

■生前給付特約について(この特約の共済掛金は必要ありません)

余命6か月以内と判断された場合、被共済者ご本人が生前給付金をご請求できます。ご請求に際しては3,000万円を限度に死亡共済金の額の範囲内で、死亡共済金の全部または一部を指定していただきます。お受取りになる生前給付金の額は、請求時に指定された金額からこれに対応する6か月分の利息を差し引いた額となります。

※医師による診断が必要です。

※死亡共済金の全部を指定される場合、各特約も含めてご契約は消滅することとなります。

■扱別について
告知書扱いです。

■割りもどし金について

割りもどし金は、ご契約後3年目から発生し、ご契約中いつでもお引出しになれます。ただし、割りもどし金の額は年度ごとに変動し、経済情勢などによっては0となる年度もあります。

■解約時の返れい金について

解約に際しては、組合の定める取扱いに基づき計算した金額を返れい金としてお支払いします。返れい金はお申込みいただいた共済掛金の額が限度になりますが、早期にご解約される場合、お支払いする返れい金がお申込みいただいた共済掛金を下回ることがあります。詳細は組合までお問い合わせください。

ご契約は、組合と全国共済農業協同組合連合会が共同でお引受けいたします。将来、万一組合の経営が困難になった場合は、他の組合と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でご契約をお引受けすることにより、保障を継続いたします。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

JA共済の資料請求サイト



はじめて共済
<https://shiryo.ja-kyosai.or.jp>



本サイトから
「ひと・いえ・くるま」各共済の
資料請求・掛金試算ができます。



Webマイページにご登録いただいた方の中から、抽選ですてきな賞品が当たる「Webマイページご登録キャンペーン」実施中!
<https://mypagecp.ja-kyosai.or.jp>



Webマイページとは?
Webマイページにご登録いただくと、ご契約者さまご自身のパソコンやスマートフォンから、いつでも・どこでも、ご契約内容の確認や変更ができるようになります。



JA共済をもっと身近に、もっと便利に。Webマイページにワンタッチで! もしものときの連絡もアプリから! 暮らしに役立つコンテンツも満載!

※アプリご利用時の通信料は、ご利用者さまのご負担となります。
※スマートフォン向けアプリのため、フィーチャーフォンの場合にはご利用いただけません。また、お使いのスマートフォンの機種・設定等によってはご利用いただけない場合があります。



「げんきなカラダプロジェクト」は、皆さまのげんきなカラダづくりをサポートする健康増進活動です。専用ホームページでは、健康関連のお役立ち情報や、各種イベントのご案内を掲載しています。是非ご覧ください。

<https://genkara.ja-kyosai.or.jp>



JA共済相談受付センター (JA共済連 全国本部)

電話番号: ☎ 0120-536-093

受付時間: 9:00~18:00 (月~金曜日) 9:00~17:00 (土曜日)

※日曜日、祝日および12月29日~1月3日を除きます。
※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。
※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

ご契約に関するご相談についてはお近くのJAまで

お問い合わせは



ご加入いただける年齢

0歳~90歳

一時払終身共済 (平28.10)

まとまった資金で一生涯の万一保障! 加入のしやすさも魅力です



©ひとのワグマ

保障内容

ご契約例

このプランにご加入いただける年齢

0歳～90歳

ご契約例

加入年齢:60歳

主契約

●共済金額:500万円

特約

●生前給付特約
●指定代理請求特約

共済掛金(2022年4月現在)

一時払共済掛金

男性 4,950,315円

女性 4,910,335円

ポイント

- 1 **一生涯**にわたって、お亡くなりになられたときの保障が確保できます。
- 2 死亡共済金を**相続対策**にご活用いただけます。
- 3 医師による診査は必要なく、**簡単な告知**でお申込みいただけます。

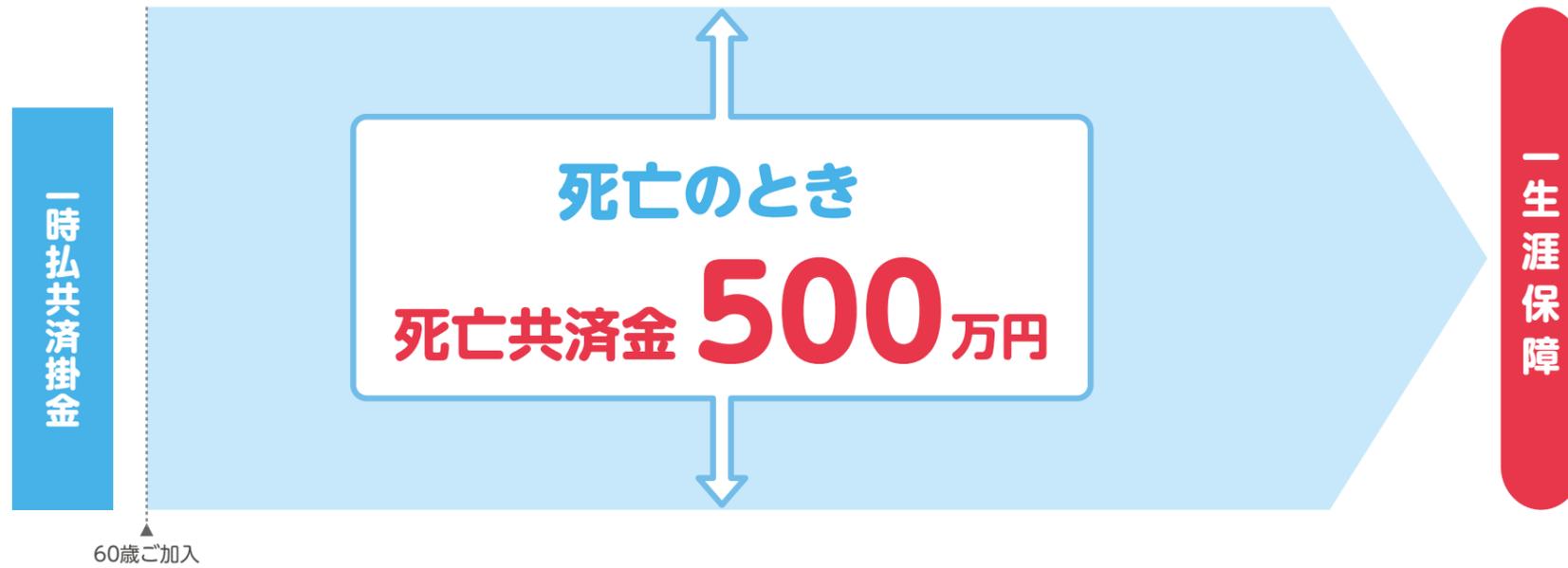
次の項目の両方が「いいえ」の場合にご加入いただけます。

- Q1** 現在、病気や外傷で、安静療養中ですか？
(安静療養中とは、病気や外傷により、仕事や家事ができない状態で、入院中または家庭で療養していることをいいます。)
- Q2** 今後、入院または手術(レーザー・カテーテル・内視鏡・放射線によるものを含みます。)の予定がありますか？
(医師により入院または手術をすすめられている場合や、医師と相談している場合を含みます。)
- *両方が「いいえ」の場合でもご職業、これまでの共済金の支払請求内容などによってご契約いただけないことがあります。

万一時も安心して相続対策にもなることが加入の決め手になりました。



仕組図



このプランには、下記の特約も含まれています。

生前給付特約	余命6か月以内と判断された場合、共済金を前払いします。	指定代理請求特約	受取人となる被共済者が、共済金を請求できない身体状況にある場合などに、あらかじめ指定された方が代理請求することができます。
--------	-----------------------------	----------	---

この共済には、下記の特約も付加することができます。

共済金年金支払特約	共済金の全部または一部を「年金」でお受取りができる特約です。確定年金または保証期間付終身年金の選択が可能です。 *年金でのお受取りには所定の条件があります。
-----------	---

掛金表

お申込みいただく共済掛金(一部抜粋) (2022年4月現在)

加入年齢(歳)	男性	女性
0	4,586,460円	4,540,675円
5	4,615,225円	4,569,030円
10	4,646,505円	4,599,965円
15	4,678,040円	4,631,180円
20	4,709,320円	4,662,290円
25	4,740,165円	4,693,535円
30	4,771,180円	4,724,995円
35	4,802,270円	4,756,505円
40	4,833,185円	4,787,985円
45	4,863,860円	4,819,350円
50	4,893,935円	4,850,150円
55	4,922,895円	4,880,245円
60	4,950,315円	4,910,335円
65	4,965,040円	4,928,710円
70	4,977,425円	4,946,395円
75	4,986,970円	4,961,980円
80	4,994,145円	4,975,470円
85	4,998,605円	4,985,660円
90	4,999,660円	4,991,790円

ご存知ですか？

死亡共済金を活用することで、相続対策が可能です。

1. 節税対策(非課税枠の活用)

死亡共済金には、相続税の非課税枠が設けられており、現金で財産をのこすより、相続税額を軽減する効果があります。

相続税法第12条 相続人が取得した死亡保険金(死亡共済金)の非課税枠

契約者(掛金負担者)=被共済者で、死亡共済金受取人が相続人である場合
〈500万円×法定相続人の数〉の非課税枠が利用できます。

例えば、法定相続人が4人の場合、非課税枠は、500万円×4人=2,000万円となります。

*被相続人の死亡によって取得した共済金等で、その掛金を被相続人が負担していたものが、相続税の課税対象になります。
 *死亡共済金受取人が、相続人の場合に限り、非課税枠の適用があります。
 *2022年1月末現在の法令等に基づきます。

2. 納税資金対策

被共済者(ここでは被相続人)が死亡した場合、死亡共済金受取人(ここでは相続人)は、すみやかに死亡共済金を受け取れます。スムーズに現金が受け取れるので、納税資金としてご活用いただけます。

3. 遺産分割対策

死亡共済金は、指定された受取人の固有の財産になるため、遺産分割協議の対象となりません。のこしたい人がいるときや、相続財産を分割しにくいときにも有効です。

割りもどし金

割りもどし金は、ご契約後3年目から発生し、ご契約中いつでもお引出しにできます。ただし、割りもどし金の額は年度ごとに変動し、経済情勢などによっては0となる年度もあります。

返れい金

解約に際しては、組合の定める取扱いに基づき計算した金額を返れい金としてお支払いします。返れい金はお申込みいただいた共済掛金の額が限度になりますが、早期にご解約される場合、お支払いする返れい金がお申込みいただいた共済掛金を下回る場合があります。